

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年5月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について  
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第 3号 事業計画変更申請について  
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

## 報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について  
報第 2号 農政対策部会の結果報告について  
報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について  
報第 5号 農地潰廃通報について  
報第 6号 作付変更届について  
報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 33名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栞 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 9番 大 桃 伸 之 委員  | 10番 眞 野 薫 委員   |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員   | 17番 捧 譽 委員     |
| 18番 内 山 清 委員   | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 22番 阿 部 眞佐雄 委員 | 23番 田 邊 稔 委員   |
| 24番 阿 部 銀次郎 委員 | 25番 清 野 秀 作 委員 |
| 26番 星 野 英 治 委員 | 27番 内 山 敏 雄 委員 |
| 28番 渡 邊 勝 夫 委員 | 29番 熊 倉 睦 委員   |

30番 原田 勝 委員      31番 小林 茂宏 委員  
32番 坂井 浩行 委員      33番 横山 一雄 委員  
34番 廣川 哲也 委員

欠席委員      1名

15番 刈屋 一夫 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	高野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前10時07分 新潟日報社傍聴)

議長（野崎会長）

定刻若干おくれましたが、これより5月の定例総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。16番、佐藤満委員、21番、阿部新一郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

3ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定3件、面積8,642㎡、再設定5件、面積1万4,363㎡、合計では8件、面積2万3,005㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページの36番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たりの賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

36番から38番までの3件は、相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

36番から順にご説明をいたします。

36番は、下保内地内の農地3筆、2,908㎡、37番は同じく下保内地内の農地3筆、2,263㎡、38番は棚鱗地内の農地2筆、3,471㎡、以上の3件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものでございます。

なお、36番と37番につきましては、新規設定に当たりまして報第4号『農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知についての11番及び12番で解約通知がなされております。

39番から、次のページの43番までの5件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時31分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定3件、再設定5件、合計件数8件、面積2万3,005㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言お願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

4ページをごらん願います。今月の申請は1件で、面積4,650㎡であります。

8番は、貝喰新田地内の農地2筆、4,650㎡を見附市地内の農地1筆、4,264㎡と、譲受人、譲渡人が耕作の都合により交換するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、交換によるもの1件、合計件数1件で、面積4,650㎡で、現地調査を含む書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

5ページをごらん願います。今月の申請は2件、合計面積343㎡であります。

3番は、西本成寺2丁目地内の農地1筆、231㎡を売買により取得し、東側既存宅地181.92㎡と一体利用し、物置1棟及びカーポート1棟並びに駐車場及び雪捨て場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、新潟県央工業高等学校南西600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の10番で農地法第5条の許可申請がなされております。

4番は、尾崎地内の農地1筆、112㎡を売買により取得し、東側既存宅地79.62㎡と一体利用し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、川通どれみ保育園西側700m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第5号の11番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積343㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

6ページをごらん願います。今月の申請は2件で、合計822㎡であります。

5番は、本年1月の総会におきまして農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。吉野屋地内の農地1筆、515㎡を西側既存宅地135㎡と一体利用し、作業所1棟及び木材置き場、駐車場、屋外作業所の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、しらさぎ荘北東1,300m付近で、集落に居住する人が日常生活上、業務上、必要な施設を建設するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

6番は、大平地内の農地1筆、307㎡を北側既存山林229.32㎡と一体利用し、農舎1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国道290号人面トンネル北側1,000m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積822㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

8ページをごらん願います。今月の申請は5件で、合計3,316㎡であります。

7ページをお願いいたします。10番及び11番は、先ほどご審議いただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番及び4番でそれぞれご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

12番は、東大崎2丁目地内の農地1筆、440㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大崎公民館南東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、須頃2丁目地内の農地3筆、1,321㎡を賃借権の設定により、販売車両置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、JR燕三条駅南東400m付近で、都市計画用途地域内の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

14番は、本年1月の総会におきまして農振農用地からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。荻堀地内の農地1筆、1,212㎡を売買により取得し、倉庫1棟及び回転広場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所下田庁舎南西200m付近で、300m以内に市役所がある農地であるから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積3,316㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長が欠席しておりますので、部会長代理より報告を願います。

農政対策部会長代理は、村山会長代理の隣に着席願います。

13番、原正利委員。

農政対策部会長代理（13番原 正利委員）

おはようございます。本日は、刈屋農政対策部会長が欠席でございますので、私のほうから農政対策部会の報告をさせていただきます。

去る4月28日の総会終了後、参考賃借料の設定に関して、今後どのように検討を進めていくのか、その進め方を示してほしいとの意見が出されました。

この件につきまして、1月29日の総会における農政対策部会長の結果報告や総会で出されたご意見を踏まえ、事前部会を経て、5月20日に農政対策部会を開催いたしました。

農政対策部会の協議報告を行います前に、1月29日の総会において農政対策部会長が報告いたしました参考賃借料を設定すべきでないとした理由を改めて申し上げましてから、先日の協議結果についてご報告いたします。

参考賃借料を設定すべきでないとした理由。1つ目といたしまして、標準小作料制度が廃止され、現在は条件等によって賃借料に大きな差があり、参考賃借料の公表は混乱を招くおそれがあること。

2つ目といたしまして、受け手の経営規模、圃場条件、土地改良賦課金など条件が大



大きく異なるため、標準的な賃借料というものはなく、貸し手、借り手の話し合いで決まるものであること。

3つ目といたしまして、参考賃借料を示すことで、それが標準と受け取られ、今まで地域の話し合いで決めていたことが振り出しに戻ってしまうおそれがあること。

以上のことから、参考賃借料は示さないという結論に至りました。

続きまして、先日開催いたしました農政対策部会の協議結果をご報告いたします。

最初に、農業委員会として参考賃借料を設定すべきかどうかについて、改めて協議を行いました。

仮に参考賃借料を設定するとします。算定方法といたしましては、標準小作料に準じて粗収入から生産費用等を差し引いた額を参考賃借料とします。

新潟県農林水産統計では、10a当たりの米の生産費を作付規模別に公表していますが、規模別では50a未満、50a以上100a未満、100a以上200a未満、200a以上300a未満といったように、最大規模は500a以上となっております。

皆様もご承知のとおり、経営規模によって10a当たりの生産費用に大きな差が生じております。粗収入から生産費用等を差し引いた額を賃借料とした場合、小規模の場合は賃借料がマイナスとなる場合があります。作付規模だけでなく、圃場条件、土地改良費の負担、保有する機械や設備などによっても算定される賃借料に大きな差が生じるということになります。

以上のようなことから、一定の条件を設定し、参考賃借料を算定するとした場合でも、それが必ずしも適正なものとは言えず、参考賃借料の設定、公表はやはり混乱を招くおそれがあります。

よって、農業委員会としては前回同様、参考賃借料を設定すべきでないとの結論に至りました。

次に、参考賃借料に関しては1月29日の総会に続き、4月28日の総会においても農協や土地改良区など、幅広く意見を求めてはどうかという意見が出されました。

このことにつきましても協議を行いましたところ、農協、土地改良区、農業共済組合、議会、それぞれから推薦いただいた農業委員が農政対策部会の構成委員になっていただいておりますので、新たに検討委員会的な組織を立ち上げて、外部の意見を求めることは必要ないのではないかと結論に至りました。

以上のご報告いたしましたことにつきましては、農政対策部会の委員一人一人から意見を聞き、全員一致のご意見でございます。

なお、将来的にはどうするのかということにつきましては、他市町村の農業委員会の動向を見ながら、改めて検討が必要かどうかを見極めていかなければならないと考えております。

最後に、賃借料は当事者間の話し合いで決めるものでありますが、現在地域での話し合いによって賃借料を定めているところもあります。地域によって圃場等の条件にも差がありますので、地域内ではばらつきがあっては困るということであれば、地域で話し合っただけであればよろしいのではないかと考えております。

以上であります。参考賃借料の件につきましては是非ともご理解をいただきたいと思っております。

また、機会がありましたら、地域の関係者からもご理解をいただけるよう周知に努めていただきたいことをお願い申し上げます。農政対策部会からの報告を終わります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

34番、廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

お伺いしますが、この件について農政対策部会にこのようなことの検討を総会において議題がなされておったんでしょうか。

議長（野崎会長）

先月の総会のときに廣川委員のほうから発言がなされましたが、その時点で私のほうから、農政対策部会のほうへ付託するというご提案からご理解いただいたわけでございますので、それでご理解願いたいと思っております。

廣川委員におかれましては、ちょっと不服の面もあらうかと思っております。農政対策部会は、先ほど原部会長代理がおっしゃいますように、部会委員の皆さんはそれぞれ農協、それから土地改良、共済組合、そして議会推薦2名と、公職に立っている方が推薦で出ておられます。

そして、ましてやそのときにもいろいろ話出たのですが、ほかを交えて話が出ても恐らく結論は出ないだろうと。私は何度も言いますが、今年ですが、昨年度もそうでしたが、農協の経営管理委員会の会長さんとお会いしまして、この賃借料についてJAはどのように考えているのかというふうに問いただしましたら、これはあくまでも農協サイドは農協で定めることはできないということで、お互いに条件が違うのだから、お互いに協議を図っていただきたいという結論だと。結論を出すことはできませんとはっきりおっしゃっておりました。10a以下、20a以下、30a以下、100a以下の料金を上げなければいけない、経費を定めた中で出したらどうかということも考えられますが、それぞれ圃場条件が全然違いますので、そういったような考え方で、ここで新たにまた今後将来、来年度に向けて設定し直すということをやると、大変混乱を招くのではないかなと。既に賃借料を決めているところもあります。それに従って出し手のほうは了解しているはずで、しているのか、こうやって利用権設定が上がってきているかと思っております。その辺ご理解願いたいと思っておりますし、そしてここはあくまでも三条市農業委員会の総会であり、地域に帰れば、総会で決定したことを地域の生産者に対し、やはり農業委員会はこういうふうにご決定いたしましたということをご理解していただくように説得するのが地域の農業委員の姿ではなかろうかなと私はそう考えております。

そういったようなことでごございますので、どうかいろいろ廣川委員にとっては不服も

あろうかと思えます。その辺を理解して協力お願いしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

はい。

### 34番（廣川哲也委員）

今会長のほうから説明がありました。私が申し上げているのは、どのように進めていくのか示していただきたいという話で、結論を出してくださいというお願ひをしたわけでもございませんので、このことを結論出すために農政対策部会で付託をされたのだということであれば、何か月か前にやらないのだと決めたところに、その人が同じ答えしか出ないというのは当然のことだろうと思えますので、私はこういうことであれば付託することについてもどうなのかなと言わざるを得ないような感じをしております。ただ、結果として農政対策部会で十分検討されて、参考賃借料については設定をしないのだという結論が出たというふうに、それを今さらどうのこうのと言っても前に進まないかと思えますので、その件については了としたいと思います。

ただ、ここで皆さんに申し上げたのですが、ここに全国農業新聞があります。この中の記事に、安藤光義東京大学大学院教授の話として、標準小作料制度が廃止されたことで地域の賃借料の適正な相場の形成が困難になっている。農地市場はオプションとは違う。データ基準や転作率など勘案しながら、地元精通者が目安を示さなければ適正な水準は形成されない。その意味では、現在の賃借料情報の提供は不十分と言わざるを得ない。農業者が本当の意味で使うことのできる賃借料（参考賃借料）をどこかで示す必要があり、これができるのは農業委員会だけだと考える。こういうご意見がございますので、今の状況では参考賃借料を設定するのは難しいかと思えますが、こういうお考えもあるなど、実際に困っている方がいらっしゃるのだと。特に今は受け手の人が注目を集めますけども、出し手の方もこれ以上下落が続くようであれば、単価を上げたいなという声も聞いております。そういったときに農業委員会で適正なこの水準を示してやると、こういう条件の田んぼにおいてはこのくらいが水準ではないかという物差しを示してやることによってお互い、出し手、受け手の間がスムーズに賃借料が決められるような物差しを示してもらいたいというものが今回の話の主旨でございます。それを踏まえて、今後ともご検討いただきたいと思います。

以上です。

### 議長（野崎会長）

意見として承っておきますが、私言いわけするわけでもございませんが、他市町村の動向など、今後注視しながら、必要に応じて農政対策部会に諮りながら検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

9番、大桃委員。

### 9番（大桃伸之委員）

大桃です。この話について去年、おととしから話題になっていて、廣川委員が言うことは、これは農業者の立場から見たら当たり前のことなのですよ。あれから時間がたつて、農業委員会としてなかなか決められない。そういう矛盾さ、いろいろ皆さんのいら

だちとかあって、農業者自身もやっぱり農業委員会、何やっているのだというのが本音なんです。それをすぐ行動できなかつたのはこの三条市農業委員会なのです。

それで、今ここにきてやっと結論が出て、私自身も三条市農業委員会としてはこのような形で結論出たということは、周知して地域の中で価格構成していくことに協力しますが、今の話でいうと、農作業の賃金自体も矛盾が出てくるのです。規模や機械の大きさが違う。そして、畑の面積が違う。田の面積が違う、そうしたら、やらないということの理由づけはできます。でもやるということの前向きな理由づくりを考えるのも私たちの仕事だと思うのです。それをやるかやらないかというのもまた考える必要があると思うのです。だから、今回の話を契機に、やっぱり自分たち農業者が前向きに、自分自身の現場の農業を真摯に受けとめて農業委員会の活動に取り組んでいければなど。今、廣川委員と、そして会長、お互い間違つた話ではないと思うのですが、やっぱり一つの今後の農業委員会のまた見える方向性なのかと思いました。意見でも主張でもないのですが、今思った個人のものです。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

今後そういう意見を尊重しながら、三条市農業委員会として、やはり三条市の農業者の、地権者のことを理解しながら、また作業賃金、あるいは賃借料については今後また考えていかなければならないかなと私個人的にもそう思っているわけでございます。ということでご理解願いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

16番、佐藤満委員。

16番（佐藤 満委員）

私も大桃さんと同じように3、4年前から、こういうことで借りる人、貸す人の間で話をしてまいりました。私も地域の土地を集積して今回島川原に入りました。その中でやっぱりこの問題が一番つらかつたです。それをまとめるにも私一人ではなくて、構成員としてまたやってきて、島川原の代表として皆さんと闘って、それでこの契約のことでお願いしたいというと、余りにも安いのではないかと言われたけども、やっぱり捨てる人も80代の人たち、そして農家に魅力がない人たちが捨てていく田んぼなのです。そしてまた、各地元のその地域の人たちにも一言挨拶するのだけども、また不満と不平ありまして、やっぱり部落から投げ出して他部落の代表に預けるということは、本当に部落としても中に入って理解を求めるにも相当のお話し合いをして、こういうことだから、できるだけ私たちもまとめてやりたいし、投げるほうも、休耕地になつては困るということでありました。

一番問題は、やっぱり地元が地元の田んぼ、つくる人がいなくなつたって、下田の条件です。それで求めたいと思うけども、やっぱり進入路で田んぼの条件が悪い。それから闘つてよくして、10年でまたもとに戻すと。もとに戻してもこのような中間管理機構されると、なかなか最後まで面倒みきれない状態でございます。農政対策部会が考えてくれたことも一理ありますし、廣川委員も言いましたが、まして三条と下田と栄は条

件が違います。その条件の中を酌んで、また皆さん下田地区の法人だとか農業組合、地域の人たちがやっている。やっぱりその条件を指標にしなくてもいいけど、大体下田がこんなになったら、ここだけ条件をつけてくれれば、山の中に入って仕事がしやすいし、傾斜がいっぱいあったりして、借り手が見つからないところもある。そういうところで話し合いというのは大事なことで、やっぱり貸し手は高くもらいたいと言いますが、大型農機が入らない、大型トラクターが入らないということになると、田んぼからつくっていかなければだめな条件のところがあるのです。そういうところでございますので、私としては農業委員会、何やっているのだと、相当批判、私受けましたが、私なりにまた島川原でまとめるにはやっぱり努力してもらわなければならないということで、土木作業を重点的にして直して、それが本当に採算とれるのかよと皆さん言われるけど、それがやっぱり仕事ですから、一生懸命頑張っているけど、こういう苦勞もあるということで頑張してほしい。

よろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

大変貴重な意見をいただきまして今後、先ほどから言っておりますようにまた検討していかなければならないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長代理は、自席へお戻りください。大変ご苦勞さまでした。

農政対策部会長代理（13番原 正利委員）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第7号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思ひます。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議案につきましては、全て終了いたしました。大変ありがとうございました。

議長（野崎会長）

なお、4月総会で出ました質疑に対しまして事務局より発言の申し出がありますので、これを許可といたします。

事務局（清水事務局長）

それでは、今ほど発言の許可をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

4月総会の席におきまして議第6号の27年度の点検・評価、28年度の計画についてでございますが、その中で保全管理の状況の面積を把握しておるのかということでございますが、把握につきましては市農林課のほうではいわゆる生産調整の計画書の確認において把握しておりまして、平成26年度が4万2,819.1a、27年度が三条市全体で4万195.9aというふうな形で減少しておりまして、その減少等を見させていただきながら、遊休農地の面積のほうを確定させていただいたところでございますので、ご理解をお願いいたします。ちなみに、28年度、今年度の計画の時点でございますが、5月19日時点で3万9,200.5aということになっております。

こういった形で遊休農地のほうは、保全管理等についてはしっかり保全管理されているものは遊休農地ではなくて、農地として扱わせていただいたところでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、今ほどの報告に対しましてご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

ご発言がないようですので、終了いたします。

議長（野崎会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。6月24日午前9時から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（16番）

---

議事録署名委員（21番）

---